

特別選手強化事業の助成要綱

平成15年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、加盟団体が競技選手の育成強化に努め、広く競技水準及び高度な技術の習得を図るため、実施する事業に係る経費の一部を助成することを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成対象は次の要件を満たし、毎年度の予算及び申請数に応じて決定する。

- (1) 加盟団体が独自に主催する選手強化講習会とする。
- (2) 運營業務（企画・立案）を営利法人等に委託する事業でないこと。
- (3) 他団体が主催する事業の一部門となっていない事業とする。
- (4) 事業が他機関・団体からの補助金、助成金を受けていないこと。
- (5) 事業実施の責任者が明らかであること。
- (6) 事業が特定の政治思想又は宗教に係る目的を有しないこと。
- (7) 参加費等を徴収する事業にあつては、その費用が事業の規模や内容に応じた適正な額であつて、営利を主たる目的としないこと。
- (8) 安全対策等への配慮が十分になされていること。

(助成の額)

第3条 助成の額は、予算の範囲内で助成し、1事業につき対象経費の3分の2に相当する額とする。但し、10万円を限度とし、1,000円未満を切捨てる。

(助成の交付申請)

第4条 助成を受けようとする者は、特別選手強化事業助成申請書（別記第1号様式）に関係書類等（開催要項、費用がわかるもの、参考資料）を添えて5月末日までに提出しなければならない。

(助成金交付の決定)

第5条 会長は、前条の交付申請があつたときは、競技力向上助成審査委員会の審議を経て、助成金を交付すべきと認めた事業に対し、助成金の交付を決定する。予算の範囲内において交付すべき助成金の額の決定をした時は、速やかにその決定の内容を特別選手強化事業助成金決定等通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第6条 助成を受けようとするものは、助成金の内容を変更する事由が発生した場合は、あらかじめ計画変更承認申請書（別記第3号様式）を提出するものとする。会長は申請書に基づき、計画の変更を承認し、必要に応じて変更交付決定を行い、当該団体に計画変更の承認及び変更交付決定通知書（別記第4号様式）を送付するものとする。

2 会長は、前項の場合において、必要に応じ、計画変更承認申請に係る事項につき修正を加え、又は、条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 交付の決定を受けた者は、事業が完了次第速やかに特別選手強化事業実績報告書（別記第5号様式）に事業報告書（別紙1）及び事業精算書（別紙2）に関係書類等（開催要項、参加者

名簿、領収書写し)を添えて提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第8条 会長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、競技力向上事業(特別選手強化事業)助成金額の確定通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

(助成金の支払)

第9条 会長は、前条の規定による助成金の額の確定後、特別選手強化事業助成金交付請求書(別記第7号様式)による請求に基づき助成金を交付する。

(交付の決定の取消等)

第10条 会長は、次の各号に該当する場合は、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、変更することができる。

- (1) 助成事業者が、助成金の交付決定の内容又は、この要綱に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 助成金の交付申請、計画変更又は、実績の報告について不正の事実があった場合
- (3) 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
- (4) 交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じた場合

(按分方法)

第11条 助成の額が予算の範囲を超えたときは、次のとおりとする。

- (1) 総事業費から対象外経費総額を減じたものを、助成対象経費総額とする。
- (2) 個別事業の助成額の計算にあたっては、個別事業の対象経費総額を、全事業について合計した合計対象経費総額で除したものを、個別事業の構成比として算出する。
- (3) 個別事業の助成金の額は、当該年度の特別選手強化事業にかかる助成金予算額に(2)の構成比を乗じ、1,000円未満を切捨てして算出した額とする。但し、個別事業の助成金の上限額は、対象経費を超えない範囲で1,000円未満を切り捨てした額とする。

(対象経費)

第12条 助成の対象とする経費は、次のとおりとする。

- (1) 諸謝金(講師謝金、指導者謝金)
- (2) 消耗品費(事務用消耗品、実技消耗品(品単価1万円未満)、但し、備品類は認めない)
- (3) 通信運搬費(郵送料、メール便代、但し、電話代は認めない)
- (4) 印刷製本費(プログラム印刷費、資料印刷費、業者発注費用のみ)
- (5) 手数料(振込手数料、塵芥処理手数料)
- (6) 賃借料(会場借上料、機材(器材)借上料)

(対象外経費)

第13条 助成の対象外とする経費は、次のとおりとする。

- (1) 上部団体へ納入する登録料、認定料
- (2) 参加者から徴収する参加料
- (3) 旅費(講師旅費を除く)
- (4) 食糧費

(5) テキスト等

附 則

平成15年4月1日から施行する。

平成19年4月1日から施行する。

平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

平成30年4月1日から施行する。

平成31年4月1日から施行する。

令和2年4月1日から施行する。